

## 東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の処理に係る関係者からの意見聴取の実施等について

東日本大震災及びこれに伴う原発事故から10年目に入り、今なお県内外での避難生活を余儀なくされる県民も多い中、浜通りを中心とした被災地において農業、漁業などの再開に向けた取組が進んでいます。

東京電力福島第一原子力発電所敷地内において保管されているトリチウム等を含むALPS処理水（以下「処理水」という。）について、本年2月、国の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会は、大気への水蒸気放出と海洋放出が現実的とする報告書を政府に提出しました。

これを受け政府は、3月から福島県の関係自治体への説明や意見聴取などを行っていますが、福島県内においては、漁業の全面再開を目前にしている地域、農林産物の風評被害払拭に全力を挙げている地域など、放射能汚染対策を継続して実施している状況であり、この段階において処理水の海洋放出は、これまで福島県民が取り組んできた生活再建、風評被害払拭の努力をないがしろにするばかりか、新たな風評被害等をもたらすものです。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請いたします。

### 記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の処理について、福島県の関係者から丁寧に意見を聴取し、

新たな風評被害を助長しないよう適切な判断をすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長

その他関係筋